



Tax Accountant Information Network System

はじめに

昨今はインバウンド需要の増加などを背景に、免税物品を扱う事業者や非居住者たる購入者が、消費税の免税制度を悪用するケースが見受けられるといわれ、国税庁では情報提供を呼び掛けているところです。

過去にも輸出免税の適用が争点となった事案を取り上げていますが、今回は、輸出物品を販売した事業者と購入した非居住者がそれぞれ輸出免税の適用を受けられるか否かが争われた事案をご紹介します。

I. 輸出物品販売場での時計の販売／非居住者に対する免税売上か

令4.1.21東京地裁
(棄却)(控訴) Z272-13662
令5.1.25東京高裁
(棄却)(上告・上告受理申立て)
Z888-2474

＜事案の概要＞

本件は、輸出物品販売場を営むA社が、非居住者に対して販売した高級時計の販売につき、免税取引として消費税等の確定申告をしたところ、新宿税務署長から時計の販売時に、非居住者から旅券等の写しの提出を受けておらず、消費税法8条1項所定の「譲渡」に該当しないことから消費税を免除することができないとして、消費税等の更正処分等を受けたためその各取消しを求めた事案です。

＜東京高裁の判断＞

東京高裁は、東京地裁の判断を支持し、控訴人の補充的主張に対しても下記のように判断して、A社の控訴を棄却しています。

1 控訴人の補充的主張

控訴人の主張は、以下のとおりです。

①輸出物品販売場における非居住者への物品の販売が免税となる(法8①)のは消費地課税主義(仕向地主義)の原則から当然であり、また、輸出免税、仕向地主義が採用されるのは、消費税の本質が付加価値税だからであり、物品が輸出される際には付加価値が国内ではこれ以上積み重ならないか

ら当然に免税となるものであること、②旅券等の写し提出要件(令18②一八)が免税の原則を逆転して課税要件の加重となるような解釈がされてはならないこと、③それにもかかわらず、被控訴人は、旅行者の利便性を前のめりに保護し、不正のリスクが大きい免税販売の方法に国会等では正の要請を受けながらも固執した上、旅券等の写しを提出することができなかったことのみをもって控訴人に巨額の課税処分をしたのであり、これは旅券等の写し提出要件について課税要件の加重となるような解釈をするものであって、かかる解釈は委任立法の限界を超え、税法の本質にも反して違法に財産権を侵害するものである。

2 判断

(1)消費税法は、輸出物品販売場における非居住者への物品の販売について、その実質は輸出取引と何ら変わるところはないことに着目して、輸出取引と同様に、消費税を免除するものとする基本原則を定めた上、その免税を受けるための物品の購入の方法については、非居住者が本邦から持ち出すために購入する物品のみが免税の対象となることを担保するとともに、購入した一般物品を国内で横流しすることを防止・牽制するという目的を達成するため、その技術的細目的事項に係る規定を政令に委任しているものと解される。

(2)したがって、上記の委任を受けて、物品の購入者である非居住者が当該物品を国内で横流しすること等を防止するため、対価の額の合計額が100万円を超える場合に、輸出物品販売場を経営する事業者が旅券等の写しの提出等を求めること(令18②一八)は、消費税法8条1項による委任の範囲内であり、控訴人の主張は採用することができない。また、免税の方法として、免税販売の方法を採用するか、事後還付方式を採用するかは、立法政策の問題であり、旅行者の利便のために前者を採用することが不当とはいえず、このことは、控訴人が主張する国会の質疑内容や、消費税と付加価値税の共通点、諸外国の法制等を踏まえても左右されない。

SERIES TAINS解体新書

輸出免税－輸出物品販売場における免税販売、免税購入－



田代 雅之〔渋谷〕

II. 輸出物品販売場での購入／国内での譲渡の有無

令5.3.16非公開裁決
(全部取消し) F0-5-391

＜事案の概要＞

原処分庁は、請求人への調査の結果、請求人の滞在場所において、免税対象物品の存在は確認できず、そのうちの一部の物品の梱包に用いられた箱及び袋の存在しか確認できなかったことから、請求人が輸出物品販売場で購入した消費税の免税対象物品を日本国内で譲渡したとして、請求人に対し、消費税法8条5項の規定により消費税等の賦課決定処分をしました。

本件は、請求人がこれに対し、当該物品を日本国内で譲渡したことはなく、いずれの物品も日本国外へ輸出したとして、原処分の全部の取消しを求めた事案です。

＜審判所の判断＞

審判所は、以下のように判断し、賦課決定処分は違法であるとして、その全部を取り消しています。

(1)請求人の滞在場所に存在した箱及び袋が、免税対象物品の一部の梱包に用いられたものであるかどうかは不明であった、箱及び袋の存在は、免税対象物品の国内譲渡の事実をうかがわせるものであるとはいえない。

(2)そもそも、請求人が免税対象物品を国内において譲渡したことを示す直接的な証拠はなく、仮に、原処分庁の主張を前提としても、請求人が免税対象物品を購入後に自ら消費し、あるいは、他に譲渡したことがうかがわれるに留まり、請求人が輸出した可能性を排除できないから、当該事情をもって免税対象物品が国内において譲渡されたということとはできない。

(3)請求人は、免税対象物品の全部を輸出した旨主張し、これに沿う証拠として、国際スピード郵便(EMS)で、内容物の詳細は不明であるものの、①中華人民共和国に向けて物品の輸出を行ったことを示す送り状と、②請求人が輸出を依頼したとする会社から、中華人民共和国マカオ特別行政区の特定の宛先に向けて、国際輸送サービスで何らかの物品の輸出が行われた

ことを示す複数の送り状を審判所に提出している。

(4)この送り状で請求人が輸出した物品が免税対象物品の一部である可能性を排除するに足りる確な証拠はないため、免税対象物品が国内において譲渡されたものではなく、輸出された可能性を排除することはできない。これらのことからすると、免税対象物品の全てが国内において譲渡されたと認定することは困難である。

(5)免税対象物品のうちの一部の物品について、請求人が自ら消費し、あるいは、国内において譲渡した可能性があり、免税対象物品の全部を輸出したとは認め難いものといえる場合でも、輸出されなかった物品の範囲を明らかにできる確な証拠はなく、もとより、国内において譲渡されたものがあつたのか否か、あつたとして、それが免税対象物品のうちのどの物品であるのかを特定するに足りる証拠もない。

(6)免税対象物品が譲渡された場合の納税地は、譲渡時の譲渡に係る物品の所在場所であるところ、免税対象物品のうちに国内において譲渡されたものがあつたとしても、譲渡場所が判然としないため、賦課決定処分に係る納税地を特定することができない。

(7)免税対象物品のうちに請求人が国内において譲渡したものがあつたのか否か、あつたとして、それがどの物品であるのかを認定することができない上、処分庁が免税対象物品の全部又は一部について消費税等を徴収する権限を有していたと認めることはできない。したがって、免税対象物品について、請求人に消費税法第8条第5項を適用することはできない。

おわりに

TAINSで検索される場合は、〔詳細検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「輸出免税」「輸出物品」と入力してください。

TAINSの入会については、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール〈info@tains.or.jp〉にてお問い合わせください。

記帳業務を自動化！
AIで仕訳入力が
楽になる！



仕訳やチェック時間を効率化

NX^{ACELINK}-Pro 会計事務所向けERP

証憑書類

通帳

レシート

領収書

取引データ

銀行

クレジット

利用明細

解析・自動仕訳

AI-OCR

AI仕訳

仕訳・残高を自動チェック

AI

MJS AI監査支援。

Mミライの
Jジャパンを
S最高に
ミロク情報サービス



株式会社ミロク情報サービス

東証プライム上場(証券コード:9928) MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています

MJS 仕訳自動化

検索

